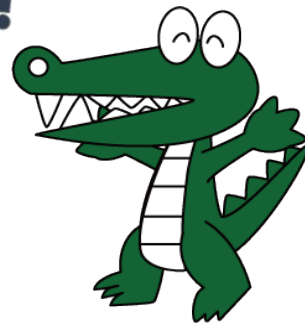


住宅の解体を考えている方にお知らせです！！



豊中市内全域を対象とした

豊中市震災対策木造住宅

**“除却(解体)補助”制度**

をご利用ください！

◎2026年度◎

- ・除却工事に要した費用
- ・1件あたり上限 **40万円**

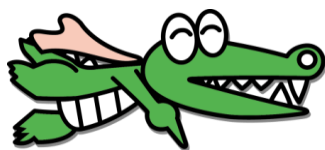
いずれか低い方の額を補助します！

【対象となる建物】

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された耐震性が不足(「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果7点以下など)している2階以下の木造住宅(長屋・共同住宅・兼用住宅(住宅部分の面積が全体の1/2以上)を含む)

**注意！**

所有者の所得要件等、その他の詳細についてはお問い合わせください。  
補助を利用するには事前に手続きが必要です。着手後では利用できません。



除却(解体)補助制度以外にも  
耐震診断・耐震設計・耐震改修の補助があります！

○お問い合わせ

豊中市役所 第二庁舎5階  
建築審査課 管理係  
Tel:06-6858-2417



HPはこちら↑



2026年4月1日